

# 県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会設置要綱

## (趣旨)

第1条 岐阜県農業大学校、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県立森林文化アカデミーの3校（以下、「県立農林系学校」という。）における教育水準の向上、国際交流を含めた産学協働の体制整備、市町村との連携、生涯教育など、各学校が共通の課題を洗い出し、更なる運営向上を図るため、農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (役割)

第2条 検討会は、県立農林系学校における課題を共有し、運営向上にかかる意見交換を行う。

## (組織)

第3条 検討会は、委員20名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、県立農林系学校の学校改革をあらゆる角度から進めるという観点から、知事が選任する。
- 3 検討会は座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、検討会を代表し、検討会を総理する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

- 2 委員は、再任することができる。

## (会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。
- 3 会議の存続期間は、平成32年度末までとする。

## (守秘義務)

第6条 委員は検討会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

## (事務局)

第7条 検討会の事務局は、岐阜県農政部農政課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
加藤 孝義	清流の国ぎふ花き戦略会議 会長
櫻井 宏	岐阜県農業協同組合中央会 会長
橋 俊光	(一社)日本公園緑地協会常務理事 兼 公園緑地研究所 副所長
柿本 亜矢	(公社)日本フラワーデザイナー協会 岐阜県支部長
寺田 真由美	農業女子プロジェクト メンバー (農林水産省主宰)
上田 善弘	花フェスタ記念公園 理事 (前 岐阜県立国際園芸アカデミー学長)
岡田 賛三	飛騨産業(株) 代表取締役社長
長縄 正治	前 岐阜県立恵那農業高等学校 校長
美谷添 里恵子	(一社)岐阜県森林施業協会 副会長 (岐阜県森林審議会委員)
中島 由紀子	NPO法人グッドライフ・サポートセンター 事務局長 (岐阜県木の国・山の国県民会議委員)
山口 嘉彦	(一社)岐阜県経営者協会 副会長 兼 教育部会 会長 (株)エスラインギフ 代表取締役社長)
上手 繁雄	(一社)岐阜県観光連盟 相談役 (前 岐阜県副知事)
三浦 文彦	(株)十六総合研究所 取締役社長
五藤 義徳	(株)OKB総研 社長
涌井 史郎	岐阜県立森林文化アカデミー 学長
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長
桂川 直人	岐阜県農業大学校 校長